

交通規制除外及び駐車許可の 申請手続きの変更について

- ・ 変更日

令和7年7月1日

- ・ 主な変更点

- ① 駐車禁止除外に「保健師、看護師、准看護師及び助産師が緊急訪問する車両」が追加
- ② 駐車許可の有効期間が6か月以内から1年以内に変更
- ③ 駐車許可の歩行困難な方の輸送車両の審査基準を緩和
- ④ 駐車日時が特定できない貨物集配等も許可対象に変更
- ⑤ 申請書の様式を全国統一に変更

・・・問い合わせ先・・・

埼玉県警察本部交通部交通規制課

又は県内各警察署交通課